

千葉市住居確保給付金事業実施要領

1 目的

この要領は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「省令」という。）に基づく住居確保給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 関係法令等の適用

本事業の実施に当たっては、この要領、法及び省令に定めるもののほか、厚生労働省が定める「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（以下「自治体事務マニュアル」という。）で定める実施内容及び手順による。

3 定義

この要綱における用語の定義は法、省令及び自治体事務マニュアルの例による。

4 事業の実施主体等

本事業の実施主体は千葉市とし、相談・支援に係る業務は自立相談支援機関が行う。

5 自立相談支援機関

自立相談支援機関は、保健福祉センター社会援護課（中央区及び若葉区においては社会援護第一課）及び生活自立・仕事相談センターとする。

6 給付金の基準額及び住宅扶助基準に基づく額

給付金の基準額及び住宅扶助基準に基づく額は、別表に定める金額とする。

7 転居費用補助の支給額の上限

転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に 3 を乗じて得た額を上限とし、これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額（別表のとおり）とする。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第6関係)

1 基準額(市民税均等割額が非課税となる合計所得金額を収入額に換算し、1／12を乗じて得た額とする。)

世帯人数	基準額
1人世帯	84,000円
2人世帯	130,000円
3人世帯	172,000円
4人世帯	214,000円
5人世帯	255,000円
6人世帯	297,000円
7人世帯	334,000円

2 住宅扶助基準に基づく額(生活保護法による世帯人員数および地域に応じて厚生労働大臣が自治体ごとに定める生活保護の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額に準拠した額をいう。)

世帯区分	住宅扶助基準に基づく額
1人世帯	41,000円
2人世帯	49,000円
3人世帯	
4人世帯	53,000円
5人世帯	
6人世帯	57,000円
7人以上の世帯	64,000円

別表(第7関係)

別に厚生労働大臣が定める額（住宅扶助特別基準額に4を乗じて得た額）

世帯人数	上限額
1人世帯	212,000円
2人世帯	228,000円
3人世帯	248,000円
4人世帯	264,000円
5～6人世帯	280,000円
7人世帯	296,000円